

学校法人中西学園 役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人中西学園（以下「法人」という）の役員等の報酬及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 役員等とは、法人寄附行為の定める理事、監事及び評議員をいう。

(報 酬)

第3条 役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

(手 当)

第4条 役員等には理事会、評議会、監事会の出席毎に旅費を支給する。

2 旅費は5千円から5万円の範囲内で支給する。

(支給時期)

第4条 報酬の支給時期は、毎年6月及び12月とする。

2 学外(学内役職を兼ねない)役員等については、前項のほか理事会・評議員会及び監事会等出席時にも支給できるものとする。

(税額の負担)

第5条 報酬額に関する税金は、報酬額から源泉徴収するものとする。

(変 更)

第6条 この規程は、理事長が理事会の議を経て変更するものとする。

附 則 この規程は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成4年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成6年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、2007年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、2008年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、2020年4月1日より施行する。

別表

常勤理事報酬 A
(学内役職兼務無)
(評議員報酬含む)

号	年額(単位万円)
1	100
2	200
3	300
4	400
5	500
6	600
7	700
8	800
9	900
10	1000
11	1100
12	1200
13	1300
14	1400
15	1500
16	1600
17	1700
18	1800

常勤理事報酬 B
(学内役職兼務者)
(評議員報酬含む)

号	年額(単位万円)
1	10

非常勤理事報酬
(評議員報酬含む)

号	年額(単位万円)
1	100
上記以外に臨時理事会出席報酬	
出席毎	12.5

非常勤監事報酬表

号	年額(単位万円)
1	60
上記以外に監事会出席報酬	
出席毎	5

常勤評議員報酬
(学内役職兼務者)

号	年額(単位万円)
1	5

非常勤評議員報酬
(学内役職兼務無)

号	年額(単位万円)
1	5
2	10